

新型コロナワクチン接種の キャンセルバンク登録者を募集します

8月15日(日)以降のワクチン接種時のキャンセルバンク登録者を募集します。

募集対象者●9月12日(日)以降の1回目接種を予約した方

応募期間●8月5日(木)～8月12日(木)

(土・日曜日、祝日を除く)

午前10時～午後7時

応募方法●美郷町ワクチン接種コールセンターへの電話

必要事項●①氏名 ②生年月日 ③接種券番号

④既接種予約日時 ⑤電話番号

⑥対応可能な曜日・会場・時間帯

バンク協力期間●

8月15日(日)から自身の接種予約日の一週間前

※バンク協力期間中に町から連絡がなかった場合は、自身で予約した日時での接種となります。

当日キャンセルの場合もあるため、応募は町からの連絡後、直ちに会場に来ることができる方のみお願いします

キャンセルバンクとはキャンセルがあった場合に、ワクチン接種にご協力いただく町独自の取り組みです

申・問●美郷町ワクチン接種コールセンター ☎0120(56)8970

美郷町新型コロナウイルス感染症対策推進室 ☎0187(84)4900

町議会議員一般選挙に関するお知らせ

期日前投票所の投票立会人を募集します

町民の皆さんに選挙への関心をもってもらい、選挙を通じて政治に参加していただく機会として、9月19日執行の町議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人を募集します。

内 容	期日前投票所の投票立会人として、投票が公正に行われているか立ち会います。	
応募資格	美郷町に住所を有し、かつ選挙権のある方	
立会場所・期日	美郷町役場	9月15日(水)～9月18日(土) 午前8時30分～午後8時 ※今回、仙南地区の期日前投票所は美郷町総合体育館リリオスとなります。
	美郷町学友館	
	美郷町総合体育館リリオス	
報酬	1日9,600円(ただし、規定の所得税を源泉徴収します)	
応募方法	電話で「氏名・住所・生年月日・電話番号・立ち会いを希望する期日と期日前投票所名」をお知らせください。	
応募期限	8月6日(金)	
その他	応募者多数の場合は、抽選により決定します。	

不在者投票に関するお知らせ

(1) 仕事などで町内において投票ができない方へ

出稼ぎや旅行などで他の市町村に滞在されている方、またはそのような見込みのある方は、**滞在地において不在者投票ができます。**請求用紙は町総務課にありますので、滞在地の住所地名がわかるものを持参のうえ、お早めに手続きをしてください。

また、病院や施設などに入院または入所されている方は、その病院や施設などで不在者投票ができる場合がありますので、まずはその病院などにお問い合わせください。

(2) 郵便などによる不在者投票について

次のいずれかに該当する方は不在者投票の請求ができます。

①	身体障害者手帳をお持ちで、障害の程度が3級以上(ただし、両下肢や移動機能などの障害の場合は2級以上)の方
②	戦傷病者手帳をお持ちで、障害の程度が第3項症以上(ただし、両下肢などの障害の場合は第2項症以上)の方
③	介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方

この場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、**お早めに美郷町選挙管理委員会までお問い合わせください。**

問●美郷町選挙管理委員会・美郷町明るい選挙推進協議会事務局(町総務課内) ☎0187(84)1111

美郷町地域応援券の使用はお早めに！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停滞している町内経済の回復を支援するため、令和3年4月20日現在において町の住民基本台帳に記録されている方を対象に、美郷町地域応援券を給付しています。令和3年5月より対象世帯へ応援券を送付していますが、応援券の**使用期限は8月31日(火)**となっています。期限を過ぎた応援券は使用できませんので、お早めにご使用ください。

地域応援券取扱店の皆さまへ 応援券の換金をお忘れなく！

使用された応援券については、取扱店が金融機関窓口で換金手続きをしていただくことで、町から取扱店に換金代金が振り込まれます。**応援券の換金期限は9月10日(金)**となっていますので、換金忘れのないようご注意ください。

■ 応援券の種類・使用期限・換金期限

応援券の種類			使用期限	換金期限
			8月31日(火)	9月10日(金)
商品券	飲食券	サービス券		

問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

新型コロナウイルス感染症の 拡大防止を図る取り組みに対して補助します

町内中小企業または個人事業主が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために設置する設備に対して補助し、安全安心な環境の整備を支援します。

補助対象者●

- 美郷町感染症対策環境整備支援事業補助金
町内に事業所を有する中小企業または個人事業主
- 美郷町飲食事業者感染症対策間仕切り設置支援事業補助金
町内に事業所を有する中小企業または個人事業主であって、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)で定める中分類の飲食店に該当する者

申請期限●8月31日(火)

事業実施期限●12月28日(火)

必要書類●申請書、事業計画書、事業収支予算書、見積書・製品仕様書・函面、町税等納税証明書、通帳の写し、飲食事業者の場合は営業許可証の写しなど

申請方法●必要書類をそろえて、町商工観光交流課へ申請してください。申請書様式は町ホームページからダウンロードできるほか、町商工観光交流課に備え付けています。

■ 補助対象経費等

補助金の種類	補助対象経費	補助率	補助上限額
①美郷町感染症対策環境整備支援事業補助金	・換気扇および網戸の設置 ・手洗い場の設置 ・飛沫感染防止のための間仕切り等の設置(飲食事業者を除く) ・非接触体温計およびサーモカメラの設置 ※対象経費の総額が税込4万円以上のものに限ります。	4分の3	10万円
②美郷町飲食事業者感染症対策間仕切り設置支援事業補助金	・飛沫感染防止のための間仕切り等の設置 ※対象経費の総額が税込1万円以上のものに限ります。	10分の9	10万円

問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909